

## 蒲郡市住宅・建築物耐震化事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における既存建築物の倒壊等を防止して地震に強いまちづくりを進めるため、市内に存在する住宅及び建築物の耐震化促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 戸建住宅、長屋又は共同住宅であり、住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の2分の1未満であるものをいう。
- (2) 木造住宅 木造の住宅（階数が2以下で在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で、持家・貸家を問わない。以下同じ。）をいう。
- (3) 非木造住宅 住宅のうち前号の木造住宅以外の住宅をいう。
- (4) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (5) 建築物 住宅を除く建物をいう。
- (6) 耐震診断義務化建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第7条第1項第2号の通行障害既存耐震不適格建築物をいう。
- (7) 旧基準 昭和56年5月31日以前に着工されたものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (8) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 蒲郡市が実施する無料耐震診断（以下「市診断」という。）
  - イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断（以下「法人診断」という。）
  - ウ 旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断（令和6年1月30日付け国住市第40号国土交通省住宅局市街地建築課長通知（別添））

- (9) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 愛知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく一般診断法による判定値
  - イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法（以下「精密診断法」という。）による評点
- (10) 耐震改修工事 次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 地震に対する安全性の向上を目的として、旧基準木造住宅に対し実施する補強工事等（別表第1に定めるものに限る。）を含む改修工事をいう。
  - イ 耐震診断義務化建築物について、耐震改修促進法第17条第3項の規定に基づき特定行政庁からの建築物の耐震改修計画の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号に規定する建築物である場合は、一般財団法人愛知県建築住宅センター又は同等の専門的機能を有する機関の評定）を受けた上で行う工事をいう。
- (11) 耐震シェルター 建物の上部構造評点の向上に寄与しない工法で、住宅が倒壊しても安全な空間が確保できる住宅内に設置する箱型の構造物として、国、地方公共団体及び耐震促進化を目的とする関係機関が奨励したもので、市長が別に定めるものをいう。
- (12) 非木造住宅耐震診断者 旧基準非木造住宅の地震に対する安全性を評価する者で、次のいずれかに該当すること。
- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士。ただし、建築士法第3条に規定する用途及び規模の建築物の耐震診断を行うものは、一級建築士であること。
  - イ 建築士法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者であること。
- (13) 非木造住宅耐震診断 前号に規定する非木造耐震診断者が、建築物の耐震診断の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価すること、又はこの方法と同等以上の効力を有すると国土交通大臣が認めた当該建築物に応じて次のアからエまでに定める方法により調査し耐震性能を判定すること。ただし、次のアからエまでに定める方法とは各建築物の構造

における第2次診断法又は第3次診断法により実施する。

ア 鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準（最新版）」

イ 鉄骨鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針（最新版）」

ウ 鉄骨造 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針（最新版）」

エ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造・壁式鉄筋コンクリート造 一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針（最新版）」又は「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法（最新版）」

(14) 除却工事 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅の部分を含む1棟全てを除却する工事をいう。ただし、構造分離の昭和56年以降の部分については除外することができる。

イ 耐震診断義務化建築物の1棟すべてを除却する工事をいう。

(15) 義務化建築物耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項から第4項までに規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）に基づき建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適正に評価することをいう。

(16) 施行者 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 非木造住宅耐震診断事業を行う非木造住宅の所有者（区分所有の共同住宅にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。以下「管理組合」という。）又は市長が同等と認める者であること。

イ 耐震診断義務化建築物の所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合」という。）を含む。）又は市長が同等と認める者。

- (17) 補助決定者 補助金の交付決定を受けた者をいう。
- (18) 代理受領 蒲郡市建築住宅課の所管する補助金代理受領に関する事務取扱要綱（令和3年4月1日施行。以下「代理受領要綱」という。）に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）と補助金に関する事業に係る工事及び委託に係る契約を締結した者（以下「事業者」という。）が、申請者の委任を受け当該補助金の交付の請求及び受領をすることをいう。

（補助事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (1) 耐震改修工事事業 市診断において、判定値が1.0未満又は法人診断において得点が80点未満と診断された旧基準木造住宅について、その判定値を1.0以上とする補強計画（耐震改修工事に着手する前の判定値に0.3以上加算するものに限る。次号において「補強計画」という。）に基づく耐震改修工事とする。
- (2) 木造住宅耐震シェルター設置事業 市診断において、その総合評価の上部構造評点が1.0未満である旧基準木造住宅に対する耐震シェルターの設置工事とする。
- (3) 耐震不適格木造住宅除却事業 次に掲げる要件を全て満たす住宅に対し除却、運搬及び処分をする解体工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。
- ア 市内において建築された旧基準木造住宅であること。
- イ 木造住宅耐震診断において、前条第8号アの規定による判定値が0.7未満若しくは同号イの規定による評点が60点以下と診断されていること、又は同号ウの規定による結果で倒壊の危険性があると市が判断した場合
- ウ 補助金の交付申請をしようとする前に木造住宅耐震診断を終えていること。
- エ 補助金の交付申請時に延べ床面積30㎡以上のもの
- オ 過去に蒲郡市民間木造住宅耐震改修費補助金及び第1号の交付を受けてないもの
- カ 公共事業による移転等により補償金を受けるものでないもの
- (4) 非木造住宅耐震診断事業 次の各号の要件を満たす住宅に対する耐震診断と

する。

ア 旧基準非木造住宅であること。

イ 区分所有された住宅の場合は、区分所有者全員の同意を得ていること又は管理組合で合意形成が図られたもの

ウ 建物所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たもの

エ 過去に蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱及び本号に基づく補助金の交付を受けていないもの

オ その他「住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日国住指第4984-2号）」第8号事業要件に適合するもの

(5) 耐震診断義務化建築物耐震改修等事業 施行者が耐震診断義務化建築物の耐震改修等を実施する場合で、次のいずれにも該当し、かつ、当該年度内に耐震改修等が完了する工事（全体設計の承認を受けたものを除く。）とする。ただし、市長が適当でないと認めたものには補助金を交付しない。

ア 区分所有された建物の場合は、区分所有者全員の同意又は管理組合で合意形成が図られたもの

イ 建物所有者と使用者等が異なる場合は、所有権等を有するもの全員の同意を得たもの

ウ 過去に蒲郡市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱、蒲郡市民間木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱、蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱、第1号、第2号及び本号に基づく補助金の交付を受けていない建築物に係るもの（第17条に基づく全体設計の承認を受けたものを除く。）

エ その他国が定める要綱等に適合するもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 耐震改修工事事業の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 旧基準木造住宅を所有する者若しくはその者と同等の権利を有すると市長が認める者（以下「所有者」という。）又は現に旧基準木造住宅に居住する者で、当該住宅の所有者の同意を得られるものであること。

- イ 市税を滞納していない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。
- (2) 木造住宅耐震シェルター設置事業の補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。
- ア 補助の対象となる住宅の所有者又は使用者（当該所有者が承諾したものに限る。）であること。
  - イ 市税を滞納していない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。
  - エ 既に、当該耐震シェルターの設置補助又は蒲郡市の耐震改修補助の交付決定を受けていない者であること。
  - エ 65歳以上の高齢者のみで構成された世帯又は身体障害者手帳2級以上所持者が含まれる世帯に属する者であること。
- (3) 耐震不適格木造住宅除却事業の補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。
- ア 補助対象住宅を所有する者（同等の権利を有する者を含む。）であること。
  - イ 市税を滞納していない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 非木造住宅耐震診断事業の補助対象者は、次のいずれにも該当する者とする。
- ア 第2条第16号に規定する施行者であること。
  - イ 市税を滞納していない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。
- (5) 耐震診断義務化建築物耐震改修等事業は、次のいずれにも該当する者とする。
- ア 第2条第16号に規定する施行者であること。
  - イ 市税を滞納していない者であること。
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。

(補助の制限)

第5条 第3条第2号において補助の対象となる耐震シェルターの台数は、補助対象住宅1戸当たり1台とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は別表第2及び別表第3による。

(事前相談)

第7条 第3条第4号に規定する補助事業の補助金交付を受けようとする者は、非木造住宅耐震診断事業費補助金申請に係る事前相談書(第11号様式)に、別表第4に定める書類を添えて市長に次条に規定する補助金交付申請する日より前までに提出しなければならない。

2 第3条第5号に規定する補助事業の補助金交付を受けようとする者は、耐震診断義務化建築物改修等事業費補助金申請に係る事前相談書(第16号様式)を市長に次条に規定する補助金交付申請する前年度の9月の第2金曜日(祝日の場合は直前の開庁日)までに提出しなければならない。

(交付の申請及び決定)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業に着手する前に、別表第4に定める各補助金に係る補助金交付申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに補助金交付決定通知書(共通様式第2号)により申請者に通知するものとする。また、補助事業着手後、必要に応じて現地確認を行うことができる。

3 第3条第3号に規定する補助事業の申請者は、次に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業の主管課と協議するものとする。

- (1) 土地区画整理地区
- (2) 都市計画施設
- (3) 公共事業の買収用地等
- (4) その他市長が協議を必要と認める地区

(着手の届出)

第9条 第3条第5号に規定する補助事業の交付決定を受けた者は、補助事業に着手するときは、耐震診断義務化建築物耐震改修等事業着手届(第19号様式)及び別表第4に定める書類を市長に提出しなければならない。

(中間検査)

第10条 第3条第1号に規定する補助事業の補助決定者は、別表第1に掲げる耐震補強工事のうち、木造躯体工事、基礎工事等の耐震性能を向上させるための主要な工事の施工状況が、目視にて確認できる工程に達したときは、市長に口頭等の方法により報告するものとし、市長は、補助事業の中間検査を行うものとする。

2 第3条第5号に規定する補助事業の補助決定者は、市長から耐震改修工事の工程を指定して中間検査を行う旨の条件を付されたときは、市長が指定した工程に達する前に、耐震診断義務化建築物耐震改修事業中間検査申請書(第20号様式)に中間検査を行う箇所の分かる図面を添付して、市長に提出し、市長は、速やかに当該耐震改修工事が適切に実施されているか否かについての中間検査を行うものとする。

3 市長は、中間検査を行った結果、当該耐震改修工事が適切に実施されていないと認めたときは、適切に実施するように交付決定を受けた者を指導するものとする。

(計画の変更等)

第11条 補助決定者は、計画の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別表第4に定める補助金変更等承認申請書(共通様式第3号)及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理した場合において、その内容を審査の上、適当と認めたときは、補助金変更承認通知書(共通様式第4号)により補助決定者に通知するものとする。

3 第3条第1号及び第5号に規定する補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別表第4に定める遅滞等報告書(共通様式第5号)市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書(共通様式第6号)により補助決定者に指示するものとする。

(遂行命令等)

第12条 市長は必要があると認めるときは、補助決定者に対して補助事業の遂行に関して、必要な指導、助言及び指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、補助決定者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件(以下「交

付決定内容等」という。)に従って補助事業を遂行していないと認めた場合、交付決定内容等に従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

- 3 市長は、補助決定者が前項の命令に違反した場合は、当該補助決定者に対して補助事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了実績報告)

第13条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、別表第4に定める各補助金に該当する完了実績報告書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

- 2 報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 3 補助決定者は、代理受領を利用する場合は、補助事業に要した経費の額から第8条の規定による決定(第11条の規定による承認を受けた場合は、当該承認)を受けた補助金の額(以下「補助決定額」という。)を控除した額の領収書の写し又はこれに類するもの(補助の対象とならない工事を含む場合には、その区分ができるようにしたものに限る。)を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、報告書を受領した場合において、必要に応じて実施検査を行い、その内容を審査の上、適正と認めたときは、補助金確定通知書(共通様式第7号)により補助決定者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第15条 補助決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に補助金支払請求書(共通様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する補助金の支払請求書の提出があったときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、代理受領を行う場合は、代理受領要綱の規定に基づき、事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付決定を受けた場合

- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) 第13条の定める期日までに、報告書を提出しなかった場合
- (5) 第10条第3項に規定する中間検査の指導に従わない場合
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合  
(全体設計の承認)

第17条 第3条第5号に規定する補助事業において、複数年度にわたる耐震改修等について補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請前に、耐震診断義務化建築物耐震改修等事業全体設計（変更）承認申請書（第22号様式）を市長に提出し、耐震改修等に要する経費の総額、事業の完了予定時期等について、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申請書を提出した者に通知するものとする。
- 3 前2項の規定は、全体設計の承認を受けたものが当該承認に係る内容を変更する場合について準用する。この場合において、第1項中「補助金の交付申請前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

(書類の保管)

第18条 補助決定者は、補助金の交付に関する書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第19条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとする。

(雑則)

第20条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。  
(蒲郡市民間木造住宅耐震改修補助金交付要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 従前の蒲郡市民間木造住宅耐震改修補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）
- (2) 蒲郡市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日施行）
- (3) 蒲郡市耐震不適合木造住宅除却費補助金交付要綱（平成29年4月1日施行）
- (4) 蒲郡市非木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成20年4月1日施行）
- (5) 蒲郡市耐震診断義務化建築物耐震改修費等補助金交付要綱（令和3年4月1日施行）

別表第1（第2条、第10条）

補強工事等

工事区分	耐震補強工事	耐震改修設計	附帯工事
調査	/	(1) 耐震精密診断 (2) 地盤調査	/
耐震改修計画の作成等	/	(1) 改修設計 (2) 工事監理	/
総合判定において必要耐力（ $Q_r$ ）を低減させることを目的とした工事	地盤改良工事	/	(1) 屋根工事 (2) 木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） (3) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (4) 撤去部分の復旧工事
総合判定において建物の強さ（ $P$ ）の評価を向上させることを目的とした工事	(1) 木造躯体工事 (2) 基礎工事（土工事を含む。）	/	(1) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） (2) 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）
総合判定において劣化度（ $D$ ）の評価を向上させることを目的とした工事	/	/	(1) 木造躯体工事（劣化部材の取替え） (2) 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建設設備を含む。）

			(3) 撤去部分の復旧工事 (造作・左官・内外装・ 建具・塗装・建築設備 の工事)
その他の補強工 事	上記のほか、耐 震性能を向上 させるものと して市長が認 める工事		上記のほか、耐震性能を 向上させる工事に附帯す るものとして市長が認め る工事

別表第2（第6条関係）

対象事業	補助対象経費	補助金の交付金額
耐震改修工事	次に掲げる額の合計額 (1) 補助金対象経費のうち耐震補強工事費及び附帯工事費の額（120万円を限度とする。） (2) 補助金対象経費のうち精密診断法による耐震補強設計費の3分の2の額（20万円を限度とする。） (3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額	助成額から第3号の額を差し引いた額とする。ただし、その額が120万円（耐震改修設計が精密診断法によるものは140万円）に満たない場合で、かつ1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
木造住宅耐震シェルター設置	耐震シェルターの購入費及び運搬費その他設置に要する費用とする。ただし、当該床下工事等の付帯工事に係るものは除く。	対象経費の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とし、25万円を限度とする。
耐震不適格木造住宅除却	補助対象住宅を除却し、運搬し、及び処分する解体工事に要する費用とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。	工事に要する費用の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は20万円のいずれか少ない額とする。

対象事業	補助対象経費	補助金の額
非木造住宅耐震診断	<b>【一戸建以外】</b> 耐震診断に要する経費で非木造耐震診断者に支払う経費。ただし、延べ面積に応じて次に定める額及び180万円のいずれか低い額を限度とする。 (1) 延べ面積1,000㎡以内の部分は、1	対象経費の3分の2以内の額 （その額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。）

	<p>㎡あたり 3, 670円を乗じた額</p> <p>(2) 延べ面積 1, 000㎡を超えて 2, 000㎡以内の部分は、1㎡あたり 1, 570円を乗じた額</p> <p>(3) 延べ面積 2, 000㎡を超える部分は、1㎡あたり 1, 050円を乗じた額</p> <p><b>【一戸建】</b></p> <p>耐震診断に要する経費で非木造耐震診断者に支払う経費。ただし、1戸あたり 13万6, 000円を限度とする。</p>	
--	--	--

別表第3（第6条関係）

対象事業		補助対象経費	補助金の額
耐震診断義務 化建築物耐震 改修等（耐震 改修）	住宅（マンシ ョンを除く。）	耐震改修工事に要する経費（工 事監理に要する経費を除く。）。 ただし、延べ面積に3万9,9 00円/m <sup>2</sup> を乗じた額を限度と する。	補助対象経費の1 1／15以内の額 （その額に1,0 00円未満の端数 があるときには、 これを切り捨てる ものとする。）
	マンション	耐震改修工事に要する経費（工 事監理に要する経費を除く。）。 ただし、延べ面積に5万1,7 00円/m <sup>2</sup> を乗じた額を限度と する。	
	建築物	耐震改修工事に要する経費（工 事監理に要する経費を除く。）。 ただし、延べ面積に5万7,0 00円/m <sup>2</sup> を乗じた額を限度と する。	
耐震診断義務 化建築物耐震 改修等（除却）	木造の住宅、 マンション及 び建築物	除却工事に要する経費。ただ し、延べ面積に1万5,000 円/m <sup>2</sup> を乗じた額を限度とす る。	
	木造以外の住 宅、マンショ ン及び建築物	除却工事に要する経費。ただ し、延べ面積に3万1,000 円/m <sup>2</sup> を乗じた額を限度とす る。	